

第1回 栄村震災復興計画策定委員会 会議録

日 時：平成24年2月15日（水）13時から
場 所：栄村役場 2階 大会議室

<次 第>

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 委員長の選出
- 5 会議事項
 - (1) 策定委員会のスケジュール（案）について
 - (2) 復興計画の構想（案）について
- 6 その他
 - (1) 復興特区制度における復興計画の位置付けについて
 - (2) 第2回委員会の開催について

<司 会>

定刻になりましたので、ただ今から、第1回目の「栄村震災復興計画策定委員会」を開催します。委員長が選出されるまでの間、進捗を努めさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。はじめに、委員の委嘱についてご報告を申し上げます。

お手元に委員名簿を配布させていただきましたが、本日付で14名の皆様に、委員及びアドバイザーの委嘱を申し上げます。

また、本委員会は、原則、公開で開催されますので、会議資料及び議事録につきましては、ホームページを通じて情報公開を行なってまいりたいと考えております。

なお、議事録につきましては、発言された委員さんの氏名を明記した上で、公表させていただきますので、あらかじめご了承をお願いをいたします。

それでは、会議に入ります前に、島田村長からごあいさつを申し上げます。

<栄村 島田村長>

それでは、一言ごあいさつ申し上げますが、本日は第1回の栄村震災復興計画策定委員会でありまして、今、委員の皆さんには、お手元に委嘱書をお渡し、委嘱いたしましたわけでありまして、村外から信州大学の木村先生、村山先生、北信地方事務所長様、県市町村課長様、それぞれお忙しい中を栄村までご足労いただきまして、誠にありがとうございます。

また、村の団体の代表の皆さん、公募の委員の皆さんにも、何かとお忙しい中を本日は出席賜りまして、ありがとうございます。

本日は第1回ということでありまして、レジメにありますように、それに沿ってよろしくお願いしたいと思いますが、私の方から一言ごあいさつを申し上げますが、今年は平成18年以来の豪雪ということで、栄村では1月29日に豪雪対策本部を設置いたしまして、雪と共に戦ってきたわけでございますけれども、先般、2月1日に災害救助法適用の申請をしていただきました。これは、10日間ですけれども、更新になりまして、今まだ継続中ということになっているところであります。それぞれ、災害救助法の適用になって、栄村の場合は、救助世帯については、災害救助法の適用に関わらず、村が昔から対応しているわけですが、全力で非常事態に対して、着実に取り組むというのが現状であります。

雪の方はですね、ちょっと小康状態のような感じでして、今年2月3日に3m47cmという最高積雪でしたけれども、今日現在2m85cmというようなことで、18豪雪と比べると50cmぐらい少ないのではないかなというような感じはしているところであります。

地震からですね、今日でもう11か月以上過ぎたわけですが、全国から多くのご支援をいただきまして、これについては、ホームページ等でもいろいろ感謝の気持ちを申し上げておるところではありますが、支援物資、義援金、それぞれ大変たくさん頂戴いたしました。義援金につきましては、ホームページ等でもお知らせしてありますけれども、2月10日現在で1万1,500件、金額にして7億8,250万8,042円という義援金を頂戴いたしました。

この他に、長野県から配分された義援金が、1億3,550万8,000円程ありまして、これを足しますと、9億1,805万7,000円というようなことで、大変な額になっております。この義援金につきましては、義援金配分委員会を立ち上げていただきまして、その中で、それぞれ配分を決めていただき、すでに被災農家、またコミュニティー等の関係で全集落等に義援金を配分させていただきました。

配分後の残額は、現在 7,400 万円ほど残っておりますが、これについても、また配分委員会で用途を決めていただくということになっているところでもあります。

本日の表題の栄村震災復興計画でありますけれども、これにつきましては、栄村には平成 22 年度を初年度とする 10 か年計画である栄村総合振興計画がすでにございまして、村の将来像ビジョンが示されているあるわけですが、それに則って、村づくりに取り組んできているわけでしたけれども、その中、今回の長野県北部地震が発生してしまったということになっております。

災害の復旧につきましては、すでに農地が 1,000 か所以上、道路も 100 か所以上というようなことで、国の査定が終わりまして、ほぼ入札が済み、着工しているところでありますけれども、まだ入札が終わらなくて、本日も 2 件ほど入札を実施しました。これは道路の関係ですが、大きなものが 2 か所ありまして、冬期は通れない道路なのでいいんですけれども。あと残りはですね、全国的に有名になりました、雪のために落ちてしまった中条橋。これについては、まだ設計段階というようなことで、入札しておりませんが、これだけが、まだ道路の関係では残っているかなと感じているところがあります。

今言ったとおり農地の復旧については、学校施設もそうですが、すでに工事に着手したんですけれども、積雪のために、すべて一時ストップするような状態でありまして、雪解けと同時に、また工事に着手するわけがありますけれども、現在はそのような状態です。

栄村のことにつきましては、現在の人口が 2 月 1 日現在で 2,246 人、世帯数は住民票上 904 戸ということになっておりますけれども、ご存知のように特養がありまして、そこに 77 世帯ばかり入っていますので、差し引くと 830 戸ほどになります。

今日は第 1 回目ということで、今後のスケジュールとかですね、基本目標等についてご説明を申し上げますけれども、よろしくひとつお願いをしたいと思います。

一言申し上げます、ごあいさつに代えさせていただきます。

本日は、どうもありがとうございます。

< 司 会 >

それでは、3 番の委員紹介ということでございますが、委員及びアドバイザーの皆様から簡単に自己紹介をお願いしたいと存じます。

それでは、お手元にお配りしてございます委員名簿の順番に従いまして、木村委員よりお願いをいたしたいと思っております。

< 木村和弘 委員 >

信州大学の木村と言います。

私はこの村とのつきあい非常に長くて、前の村長さんの時代、それ以上の前ですね。高橋前村長さんが役場におられた頃からお付き合いさせていただいて、集落移転ですとか、農地の整備というようなことで、調査にずっとお伺いしていました。

また、阪神淡路大震災の淡路島の調査ですとか、中越の大震災の川口ですとか、山古志の調査をずっと長いことやっているということで、栄村の方に少しでも役立ちたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

<村山研一 委員>

同じく、信州大学人文学部の村山と申します。専門は地域社会学を専門にしております。栄村に調査に入ったということはですね、本当に簡単な調査しかないんですが、隣の飯山市とそれから津南町のほうに、学生を連れて調査実習に入ったことがございます。今回、こういう形で委員に委嘱されましたので、私自身の調査も兼ねながら、いろいろと考え、実現していきたいと思っています。よろしくお願ひいたします。

<渡辺利正 委員>

渡辺利正です。農業委員会の会長職務代理を務めています。よろしくお願ひいたします。

<山田知周 委員>

栄村の民生児童委員協議会の会長をやっています。山田と言います。よろしくお願ひします。

<福原初 委員>

栄村の商工会の監事をやらせていただいています。福原初です。住まいは横倉です。よろしくお願ひします。

<松尾眞 委員>

松尾と申します。NPO 法人栄村ネットワークを代表してまいりました。よろしくお願ひいたします。

<相澤博文 委員>

相澤博文でございます。栄村復興支援機構に在籍しております。よろしくお願ひします。

<窪田修治 委員>

北信地方事務所長の窪田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

<加藤彰紀 委員>

一般公募で来ました小滝の加藤と言います。私は定年退職後、栄村に移転し、6年になります。どうぞよろしくお願ひいたします。

<広瀬進 委員>

私は集落は横倉です。広瀬進と申します。元村議会議員をやらせていただきました。

<中沢謙吾 委員>

小滝の中沢謙吾と申します。地震前は畜産を営んでいました。どうぞよろしくお願ひいたします。

<関谷美彦 委員>

月岡のほうから一般公募で応募いたしました関谷美彦でございます。よろしくお願ひいたします。

<渡辺加奈子 委員>

青倉地区から渡辺加奈子です。2008年より栄村に移住して、住んでおります。よろしく願います。

<小林利弘 アドバイザー>

アドバイザーということで出席させていただいております、県の市町村課長の小林と申します。知事からの県の全組織をあげて、しっかり取り組むように指示をいただいております。私も皆様方と一緒に考えさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

<司 会>

どうもありがとうございました。役場の出席者に関しましては、お手元の出席者名簿で代えさせていただきますと思います。

それでは4番の委員長のご選出ということでございますが、本会の設置要綱第5条の規定によりまして、「委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選による」というふうにされております。委員長の選出について、ご意見ある方、いらっしゃいましたら、ご発言をお願いいたします。

<中沢委員>

小滝の中沢謙吾と申します。提案したいと思っております。委員長には信大の木村先生に、ぜひお願いしたいと思っております。

先ほど、木村先生のごあいさつの中にもありましたように、木村先生は、大変栄村とは長いお付き合いがありまして、なおかつ、阪神淡路、中越地震の調査等に携わり、栄村地震においても早くから駆けつけていただきまして、農地の被災状況等を調査していただきました。水田の復旧、耕地計画等にも多くのアドバイスをいただきました。栄村の震災からの復興にあたっては、栄村が自立の道という最後のチャンスと考えています。全村民が希望を持って取り組んでいける、この復興計画を目指して、なんとかご尽力いただきたいと思っておりますが、よろしくお願いいたします。

<司 会>

ただ今、中沢委員から木村委員を委員長にお願いしたらどうかのご発言がございました。

委員の皆さん、いかがでしょうか

(異議なし)

<司 会>

はい。ありがとうございました。

それでは、木村委員に委員長をお願いしたいと存じます。委員長席の方へご移動をお願いします。木村委員長から一言ごあいさつをお願いいたします。

<木村委員長>

ただ今、ご推薦をいただきまして、委員長をお引き受けすることにしました。これから議論するこ

とになりますけれども、この復興計画というのは、これからの栄村の方向性を大きく左右する計画だというふうに私は思っています。

今行なわれている復旧事業もこの復興計画の中にきちんと位置付けられ、そして、さらに先ほど村長さんのお話にもありました村の総合振興計画がありますけれども、その上に立つ計画であると。そういうふうに位置付けられると思います。そういった点で村にとっては、一番大事な計画ではないかと思います。国の復興特区法に基づく復興交付金事業。それを受けるためにも、復興のためには、そういう事業が必要ですけども、その事業を受けるためにも、この復興計画が絶対に必要なものだと思います。

復興基金の使用にあたっては、復興計画に基づいて行なわれる。そういう点で極めて重要で、しっかりと早急に作らなければならないものである。その意味で、大きな役目を引き受けることになってしまいますけども、身を引き締めてやっていきたいと思っておりますので、どうぞ皆さん方のご協力をお願いいたします。

これは、村長さんをはじめ、村の職員の方々の協力なしには出来ません。また村民の皆さん方も大きな協力も絶対に必要です。ぜひ、よろしくお願いします。

ひとつです、お願いがあるんですけども、往々にして、こういう計画作りというのは、計画策定委員会とか委員だけ、または役場の担当者だけということになりがちなんですけれども、そうではなくて、村が一丸となってやって頂きたい。村の職員は私のところあんまり関係ないというふうに思わないでいただきたい。ぜひ、自分達が今、やっている仕事が復興計画の中で、どういうふうに位置付くかを認識していただきたい。そしてご協力いただきたいと思っております。

委員長を引き受けるにあたって、お願いと復興計画に対する私の思いを伝えました。

どうぞよろしくお願いいたします。

< 司 会 >

ありがとうございました。引き続きまして、委員長職務代理の選出をお願いいたします。

委員長職務代理につきましては、設置要綱第5条第4項の規定によりまして、委員長があらかじめ指名することになっております。

それでは、木村委員長よりご指名をお願いいたします。

< 木村委員長 >

指名しなければいけないというお話ですけども、指名に関してはもう1回、次回までにとということで、ご猶予いただけませんか？次回までには何も無いと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

< 司 会 >

はい。それでは、委員長職務代理につきましては、次回の委員会で委員長からご指名をいただくということといたします。

それでは、ここからの議事につきましては、設置要綱第6条の規定によりまして、木村委員長さんをお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

<木村委員長>

それでは、会議次第に沿って進めていきたいと思います。

ちょっとその前に、議事進行上のことで確認があります。先ほどもですね、この会議はすべて公開だ、議事録も公開されるというようなお話であります。

委員会の開催についての定数とか、そういうのはありませんけども、その点事務局としてお考えがあれば、言っていただきたい。

<事務局>

定数何割以上で委員会が成立するとかいうところは、特にございませんので、よろしく申し上げます。

<木村委員長>

極めて大事な会議だということは、委員の方々、私どもも含めて、皆さん認識されていますので、欠席がないということを前提に行なわれるということで、進めていきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは会議事項の第1番目、策定委員会のスケジュール（案）について、お手元の資料があります。資料1、資料2-1、資料2-2について、事務局から説明をお願いいたします。

（事務局より資料1・2-1・2-2説明）

<木村委員長>

今のご説明にもありましたように、この計画策定期間というのは非常に限られています。短い期間です。通常でしたら、1年とか、その位かけてやらなければいけない。多くの被災した市町村は、もうすでに計画が出来上がっているところも多くあります。そういう点でも遅れている部分を早く取り戻さなくてはならない。ただ、やるには非常に時間もかかり、大変な作業も残っている。そのことを、ぜひご承知おきいただきたいと思います。

今、策定方針及びスケジュールについてお話がありましたけども、復興期間を5年間にする。または、村民の参加は住民懇談会、車座集会を取り入れる。さらには5年間の中には、現在やられている災害復旧事業も取り込まれる。災害復旧事業、例えば農地であれば、3年間で復旧事業の期間である。24年度から計画が出来ると、そういうものも復興計画の中に位置付けて、きちんと行なわなければならない。そういうことになるかと思ひます。

そういうことも確認しながら、スケジュールを決めていかないといけないと思ひます。さらには、総合振興計画、後でまた出てきますけども、総合振興計画と復興計画の関係ですとか、そういうこともきちんと位置付けをしていく必要があるということです。

最初の震災復興計画策定方針（資料1）については、いかがでしょうか。これは、もうすでに村の議会を通ったことでありますので、作るということで、こういう形で進みますよという話で動いていきます。

それで、この箱書きがありますけれども、これは委員会の役割が、どのあたりにあるのかをかなり明確に示していると思ひますので、そこでもですね、認識しておいて頂きたい。こういうような策定委員会が出来て、なおかつ、そこで出た案が村で具体的にどういう形で、実際に実施されていくのか、

そういったことの確認もこれから検討の中でしていきたいと思います。いかがでございましょうか。何かご質問等ありますか？

<加藤委員>

策定体制の（１）の復興計画策定委員会のところに、調査・検討を行うと書いてあるんですが、今スケジュールを見ても、非常に急いでやらなければいけないと思うので、なかなかいろいろなことを詰めていく時間がないと思うんです。この夏までに５回ぐらいのスケジュールが予定されているが、その会議の中で、そういう全てのことが話し合われるには、時間がちょっとないと思います。やはり、ここに書かれている（１）の調査・検討を行うというところが、私は大事ではないかと思うんです。ですから、委員会から委員会の間の委員の動き、そういうものがやはりかなり大きな要素を占めるんじゃないかなと思いますので、そういう関係機関との調査・研究、そういうような可能性についてもですね、かなり役場の事務局の方々のお力添えが必要になると思いますので、一言申し上げたいと思います。

<中沢委員>

この策定スケジュール表の中のことなんですが、集落、村民とありますが、この計画が村民の、自分達のものということになるためには、どうしても集落内ディスカッションというものが、かなり重要視されると思うんです。その位置付けというのが、あまり明確になっていないと、そう感じるんですね。ですから、期間が短いですけど、集落内ディスカッションというのをかなりやっつけていかないと、非常に村民とかけ離れた計画になりがちなので、計画を作る段階から、やはり村民が参加していくような、そういう場というものを明確にしていって方がいいんじゃないかと思うんです。

<木村委員長>

はい。ありがとうございました。

それについては皆さん方でも同じようなご意見をお持ちの方、多いのではないかと思うんです。この策定委員会のスケジュールだけ見ても、今日始まって８月の中旬には、計画の最終案を出す。極めて大変なことでもあります。ここの委員だけで全てができるわけではない。専門家といわれても自分の得意な部分以外のところでは、いろんな多くの人達に意見を聞かなければいけない。そうなるべくと、外部の専門家の意見を聞く場を作ったり、調査をする。あとで議論になりますけども、集落を中心にしてきちんとした計画にしないといけないと思っています。集落単位の意見聴取とかをやって、専門家の意見を聞く、そういう場、さらには調査をする場が必要ではないかと考えています。

資料２－２を見ていただいて、２週間前までに、事務局と計画策定に係る原案を作成して事前にする。これをやれ、という話です。これだけでも大変なこと、これは役場の皆さん方、また委員の方々もぜひご承知おき願いたい。

先ほどちょっとあいさつの中でも言いましたが、自分のところは復興計画には関係ないよ、ということが往々にありますので、それ以外についてもきちんとした体制づくりをお願いしたいと思います。

それから、計画策定にあたっての専門家の知識である調査をする、ワークショップをやる、そういうことではかなり資金も必要になってきます。これらをきちんと確保してほしい。これは村長さんよ

ろしくお願いいたします。

<広瀬委員>

一つはですね、かなり詳細なスケジュールなり、計画が出ているわけですが、これらは法による規定に沿って作られているのか、例えば、8月までに仕上げる。5年以内にとりょうなことが盛んに、決まったような雰囲気と言われるわけですけども、私は今日ここに初めて来て、それらは法律でもう規制されて、なんとしても動けないものかというのが、ひとつある。そうでなければ、これが8月までに終わらなければどうなるのかという問題も出てくるだろうし、もうひとつは、よくこういう場合にですね、事前着工はダメだとかかなり厳しく言われるわけですね。しかし、実際の雪が消えれば、工事なし復興計画はどんどん進めてもらわなければ、今年の田植えにはもう間に合わないということにもなって、従って、これらの8月までの計画が出来なければ、事業着手というのが出来ないのか、どうか。

あるいはもう一つ、最終的には議会の議決が必要なのかどうか。これも合わせて。

<木村委員長>

そこいらは、前の部分については村長さんから、または事務局からお答え願うとして、後の部分についてはですね、今やっている災害復旧事業だとかは、この計画が出来るまで動けないのか、決してそうではない。今、農地の復旧事業をやっていますけども、ただ復旧事業をやればいいのかというと、そうでもないと思うんです。やはり、そこでこれからの農業、どういうふうにしたらいいのか、又はこれから農地が耕作放棄にならないように、この先を常に考えながら復旧事業に反映させるようなものになっていかなければいけないと思うんです。そういうことを総合して考えていただきたいということでもあります。

決してですね、これが出来るまで何にも出来ないということではありません。併行してどんどんやっていただく部分はやっていく。

ただその時、せっかくやるならば、こういう復興計画、基本的な路線がこういう方向だよということ踏まえながら、やっていただくのがよろしいのではないかと考えています。

<栄村 島田村長>

今、木村委員長さんが言われたとおり、復旧計画の整理、先ほど言いましたように、今日入札が終わりまして、中条橋以外は全て工事着手することになっていまして、雪解けと同時に全て着手をいたします。

それから、議会の議決ですけども、当然、まあ予算が伴うので、議会の議決は必要だというふうに思います。

法律的には、これは特に日本中全部ではないので、222市町村だけが該当かと思うので、別に議決が必要とかそういうことではないかなというふうに思いますけども。

<木村委員長>

「その他」のところにありますけども、復興交付金事業だとか、復興交付金を活用するための事業にのせるためには、どうしてもこの計画が必要だという。そのために、今回復興計画をとにかく早く

作らなければいけないということで、こういうタイトなスケジュールを組んだということだと思います。

復興特区制度における復興計画の位置付けについては、後で簡単に説明していただきたいと思います。それでよろしいですか。

<広瀬委員>

策定スケジュールについて、法律的義務とか、そういうのが出されているのか。

<事務局>

特に法律的ということではなくて、復興計画を一刻も早く策定しなければいけないということで、そうはいっても、村民の皆さんをおざなりにしてはいけないということもございまして、きちんとしたものを作らなければいけないということもありまして、それで、策定スケジュールを考えた中で、8月ぐらいなら、何とか策定出来るのではないかとということで、事務局としてスケジュール案を考えました。

<木村委員長>

よろしいですかね。

<広瀬委員>

はい。どうもありがとうございました。

<関谷委員>

今、それぞれ3名の委員さんと同じ意見でございます。このスケジュールの場合、5回ほどの開催予定があるわけですが、絶対、農業に携わっている人達の生の声をこの復興計画に反映されなければ、絵に描いた餅みたいな計画になってしまいますので、本当に住民の側に立った復興計画を是非とも作らなければ、栄村の復興なんてことはありえないと思っています。委員長さんも先ほど方向でいらっしゃるようでございますので、安心はしているわけでございますが、この5回の会議数にこだわらず、随時、会議を開催するような方針でないかと少ない。

<木村委員長>

それはちょっと事務局と相談します。

例えば、原案を作って、会議に出すことだけでも、先ほども言いましたように、大変な作業をやらなければいけないと思います。その間に何回も会議が出来るかどうか、回数を増やせるかどうか分かりませんが、なるべく皆さん方のご意見をひとつ聞き取りながら作り上げていく、そういう姿勢はとりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

<相澤委員>

冒頭に委員長さんのあいさつの中で、復興計画とそれから総合復興計画が2つあるんですが、この総合復興計画より上に立つ計画にしたいというお話でしたが、震災で影響を受けた地域の復興を目指

してやる復興計画と、それから総合復興計画の期間も含めて、そのへんのすり合わせはどうするのか。

<木村委員長>

ちょっとそれについては、後で全く同じことが出てきますので、そこで議論をしたいと思います。ただ問題は、復旧と復興との考え方なんですけど、「復旧」というのは元に戻す。それだけにとどまらない、さらにもっと良くするというのが「復興」である。そこにおける総合復興計画の捉え方と復興計画の捉え方の問題だと思います。この後、出てきますので、そこで検討をします。

<相澤委員>

特に上に立つというような思いが強かったので、そのへんがちょっと、5年の計画の到達地点とそれからこちらの10年の到達地点が一緒にならなければいけないと思うのですが、そのへんはどうなのでしょう。

<木村委員長>

それは先ほど、村長のお話にありましたように、今まで10年の総合復興計画を立てたけれども、今回の震災で様々な問題が出て、達成できない。だから当面、5年間でやって、さらに新たな総合復興計画に変えていくということだと思っんです。そこについては、また話しますが、よろしいですか。

<木村委員長>

一応、スケジュールのところまでは、よろしいですね。

では、次に行きます。2番目の議題は、復興計画の構成(案)についてですけれども、ここできちんと位置付けをやっていこうと思いますので、復興計画の案の説明を事務局からお願いします。

(事務局より資料3説明)

<木村委員長>

被害については大きな項目ですので、まず最初に議論したい。質問等がありましたら。

今、ご説明いただいた表は、村全体の被害の概要を示しています。では、被害はこれで終わりか、これで全てが分かるのか。ということにもなろうかと思います。この表を見ながら、さらに何か把握しなければいけないのか。集落のことだとか、そのためにどのような把握したらいいのか。今説明いただいたのは、こういう被害がありましたよという話です。しかし、計画作りのための被害把握というのは、これだけではないんだと、そういう点について、皆さん方のご意見をお願いしたい。

<渡辺(利)委員>

この被害の他に、現状道路がだいぶ被害が目立ってきているので、雪解けと共に道とかも撮影をしてもらって、合わせて添付してもらいたいと思いますけれども。

<関谷委員>

今の説明の中では被害の状況だけで、実際に金額に換算した場合に、地震でどのくらいの金額の被

害があるのか把握しているかどうか、そのへんもお願いします。

<事務局>

まず、最初に被害の金額の関係につきましては、大まかではございますけども、一応、農地や農業施設関連については把握してございます。それから道路関係、上下水道、村営住宅等の被害額につきましても、こちらの方で把握してございます。資料には、それについてはございません。

<関谷委員>

やはり、そういう資料があるのなら、ここに提示をしてもらわないと、我々は全然分からないわけです。次回の会議の際には、持っている資料をすべて委員会に提出をお願いしたいと思います。

<事務局>

次回までに用意しておきます。

<木村委員長>

いろんな知りたい部分があるかと思うので、またどういう部分がほしいとか、そういうことがありましたら、後で申し出てください。

<松尾委員>

先ほどご説明のあった被害状況というのは、例えば家屋でいえば、昨年4月に罹災証明として被害関係調査が行なわれています。そのデータがおそらく基になっているんですね。しかし、例えば、全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊というような算定がされていますが、私がこの間、村内のいろんなお宅を回った中で見せていただいたものからすると、実際にそこに人が住めるかどうか、あるいは住める状態にするために、どれくらいの修復費用が必要かという実際とですね、必ずしも被害関係調査との結果が合致しないというケースがあるんじゃないかと。特に地盤に大きな被害を受けた地区が住めない、あるいは住むのに非常に危険だというものについては、これまで出されている様々な被害状況のデータに反映されていないのではないかなと思いますので、そのへんは当委員会で追加調査が必要ではないかと思います。

それから、被害金額ですが、関谷委員がおっしゃったように、データをもう少し出していただくことにですね、被害金額の判定の仕方にも問題があるのではないかと。先般の村民意向調査の結果について、部分的にお聞きしてありますが、村民の中には、修復途中でもうすでに修復に使える資金が尽きてしまったと。生活資金にもちょっと困っているという訴えもかなりあるようですので、国とか県とか市町村が言う場合の被害金額と、住民の皆さんが感じておられる震災によって金銭的な被害といえますか、負担額というものに、かなりの差があるかも知れないので、出来ればそういうところにも踏み込んだ調査データを得られるようにする必要があるのではないかというふうに思います。

<木村委員長>

ありがとうございます。現在、今まで村が作ってきた調査の結果ですとか、見せていただいて、検討させていただいた上で、何がどれぐらい必要なかと。それは関谷さんの言われた金額だとかそう

いうことも含めて検討して、どうするかを次回までに検討することにしませんか。

現場調査の方法ですとか、そういうことについては、皆さんと相談したり、または事前にお伺いしたいと思いますので、そんなことで先に進ませていただきたいと思います。

私もこの震災以降、もう何十回とここに来て、いろんな人と、また農地のことで調査をさせていただいたりしてはいますが、なんか村全体でどのような状況になっているのかということが把握出来ない、出来てない感じがしています。後で、私どもがやった田んぼの調査の結果を見ていただきたいと思っています。今、この村で水田だけで6,500ほどの水田の区画があります。例えば、ここでも農地の被害865か所というように出てはいますが、それがどういうところに、どういうふうに位置して被害が生じているのか、そういうことも含めながら考えていかないと、復興計画そのものが出来上がっていかないのではないかなと思います。そういうことも含めて検討していくことが必要だと思います。

調査の方向、いつ誰がどのような方法でということも含めて、もう1回事務局と検討をいたします。

<加藤委員>

今、最後の松尾委員さんの方からも話がありましたように、そういう形で、この資料3にある時点での被害、それ以上のものがやはりあると思うんですね。それが各復興、復旧に向けて取り組んでいる中で、明らかになっている部分があるんだろうと思うんですね。そういうのを役場の中の各部署とそれぞれ取り組む中で、把握していく部分があるんじゃないかと思うんですけど。今まで見てきて、そういうような全部、こう寄せ集まっているという感じがしないんですね。ですから、是非、役場の幹部、部署がそれぞれ把握している問題を含めて、集中するような格好にしていきたいという気がします。

<木村委員長>

今のお話は非常に重要なことだと思います。集落の被害、または農家の被害、それぞれお宅の被害。それは極めて総合的だと思うんですね。集落、1軒の農家をとっても、お宅がつぶれ、納屋がつぶれ、倉庫がつぶれ、さらに農地がつぶれた。そういうふうにならざるを得ない状況で、被害が生じているという視点というのは大事だなと思います。

さらに、集落でもまったく同じことだと思います。そういう視点で、被害をもう1回見直すということは極めて重要ではないかなと思っています。よろしいでしょうか。

それでは、被害状況については、さらに検討するということといたします。

それから、次にですね、資料4になります。集落懇談会の実施結果について。

(事務局より資料4説明)

<木村委員長>

震災後初めての集落懇談会で、このような意見が出てきた。集落懇談会という形ではありませんけれども、住民集会は震災後2か月経って、知事が来られて「復興を考える会」が行なわれました。そういう時にもかなり要望が出てきた。そういうものと照らし合わせながら、今ご説明のあった集落懇談

会等で見るとどうだろうか、そのようなことも必要なのではないかなという気がいたしました。どうですか。

<広瀬委員>

集落懇談会は結構なんですが、人数は一応あるのでいいんですが、私は、例えば20人参加した場合、その内、女性が何人、男性が何人、何歳から何歳が何人と、ここまでちゃんとやらないと、どういう人達が集まって、この意見が出されているのかというのが掴めないと思うんです。ただ漠然と人数だけでは。今後の参考についても、そういう細かい調査を合わせてやっておかないと、私みたいな70歳過ぎたような、もういつどうなってもいいような者ばかりが集まって、ものを言ってる場合と、これからまだ20代30代で頑張ろうという人達との意見の違いとかね、考え方の違いも、男性と女性でもあると思うし、これを分析するには、やはりそういうデータも取っておいてもらいたいと思うんです、今後は。これはもう終わっちゃったから。あるんですか。

分かったら、是非やってもらいたい。

<加藤委員>

今、広瀬さんがおっしゃったようなことは本当にあると思うんですよ。これまで、いろんな村内の集落で開催されているんですけど、結局、参加するのは年寄りばかり。これも開催の時間を見てみると、ほとんど参加しているのは年寄りではないかというふうに思えます。やはり、これから復興を担っていく20代30代40代50代の若い人達もやはり、何を考えているのかということ把握することが、この復興計画を考える上で大事な要素ではないかと思うんですよね。

決して、これまでのいろいろな経験を持っている人達の意見が不必要だというつもりで言ってるのではないんですけど、やはりこれからの主力になってもらう人達がそういう意志を固めてもらうという意味でも、そこにどう手を打つかということが大事なことではないかなと思います。

<渡辺（加）委員>

それに関連してなんですけれど、例えば公民館に全員集めてというふうになった時に、しゃべりにくいという場合があるし、特にお母さん方というのは絶対、出て来ないですね。なので、手間なのかとも知れないですけども、お年寄りと女性と、あと若い勤め人、40、50代世帯というふうに、3パターンか4パターンぐらいというふうに分けて、部屋も分けて、日時も分けてやった方が、たぶん本音が出てくると思うんですよね。やはり、その年寄りの前では言いにくいということが、往々にしてあるので、今後、委員会として座談会を開いていく、コミュニティープランをもつ場合は、そういうことも考えた上でやっていったらいいんじゃないかと思います。

<松尾委員>

今の工夫なんかはですね、すでに先ほどのスケジュール案の中で、秋にもう1回住民懇談会をやることになっていきますよね。私は当時、村に居ませんでしたので、間接的に伺ったことですが、当村で合併が問題になった時に、住民の様々な意見を聞くというところでは、相当いろんな工夫をされたというふうに聞いているんですね。必ずしも集落単位だけの懇談会に限らずに、もう少し大きい単位にすることによって集落の縛りを外れて、発言しやすい環境を作るという工夫をされたというふ

うに聞いていますし、実際問題、もし当初のスケジュール案どおりに集落懇談会を一斉にやるとしたら、絶対これの繰り返しなんです。それでは今ひとつ、形だけは残るのかも知れないけども、これとほとんど同じような慣習の結果に終わるかも知れないので、まだ、時間がありますから、秋の住民懇談会の時に、先ほどスケジュール表にあったものについては、どういうふうに幅広い参加を確保するのか、スケジュール的なこと、それから開催という両面から、よく検討してみる必要があるのではないかなと思います。

<木村委員長>

そうですね。確かに日時的な問題もありますし、そこには工夫が必要だと思います。やはり、これらの集落懇談会にあたって、どういう観点でやろうとするのか、ただどうでしょうかというお話を聞いても、なかなか出てこない。やはり、こちらがどのような視点で何をやろうとしているのかを明確に知らせた上で、懇談会やると、これが必要だと思います。

これについては、11月21日から12月16日まで9日間行なわれて、こういう意見があった。これについても、かなり何々してほしい、こういう要望が非常に多い。そういうようなことを含めて、ではどうやっていくかを、どのような方向をとるのかも考えていく必要があろうかと思います。そのようなことについては、次回、また検討することにします。

では、次に行きます。資料5について。

(事務局より資料5説明)

<木村委員長>

まだ速報で、これは意向調査の詳細を見ていただくと、どんな形でやられたのか、おそらくもっと大変な想いをしている部分が出てくるだろうと思うんです。復興計画について、どうだというお話はありましたけども、例えば、震災によって困っていることだとか、そういうことについては、さらに詳しい、まだそこには示されていませんけども、それが出てくる段階で、先ほどの被災状況との関連も当然、出てこようかと思います。これが出た段階で、次回までにはデータを出して頂いて、検討を次回お願いしたいと思います。

<村山委員>

今日のところでは、本当にまだ意向調査の結果の概要の一部というように、すごく感じるんですよ。それで、ちょっと詳細を見ますと、問3、問5、問6、問7というのは、かなり自由記述のところで、率直な意見というのを伺っていくわけですよ。例えば、問3のところ「具体的な内容を記入してください」というようなところからね、このへんのところをちゃんとデータとしてまとめていただければ、先ほど出てきました、被害として現れている部分と現れていない部分。そのようなところは逆にある程度、分かってくるかと思うので、そのへんのところを、これ自由記述なので難しいことは難しいですけど、集計を早くお願いしたい。

もう1つはですね、やはり、地域的にですね、被害の分布が相当違っていて、例えば、この地区は実は全壊とか半壊ではなく、目に見えないような被害というものがかなり集中しているとか、そういうようなところで、かなり地域的に被害の分布が違ってくるかと思うんですよ。そうすると、これ

は集落単位まで落としてしまうと、また分かんなくなってしまうんですけども、例えば、いくつかの集落のブロックといいますか、その単位で自由記述でこういった声が多いとかですね、そういう形で進めていただければ、まさに調査の手がかりになるかと思しますので、ちょっと仕事が大変だと思いますけれども、お願いしたいということを委員として申し上げたいと思います。

<松尾委員>

整理も結構ですが、元データがほしい。この調査票、そのものでなくて結構ですから、全ての自由記述欄が全部書き写してあるもの。私は、これではダメだと思うんです。良いことしか書いてないので、こんなまとめをしてはいけません。復興計画の構成については、辛辣な意見があったように見えますが、やはりそういうものが全然出てこない。だから、元の字で書かれたものでなくて、ワープロ打ちされた一覧表みたいなもので結構ですけども、元のデータを全部、少なくとも委員には出していただいて、そこにどこの集落の方の訴えなのか、意見なのかが分かる状態でいただきたいと思っています。

<木村委員長>

たぶんそういうところまで、準備はされていると思いますので、それも次回までに皆さん方に資料としてお配り出来ると思います。よろしくをお願いします。

そこまではよろしいですか。

では、次にいよいよ本題の部分に、資料6からですね。

計画策定の復興計画の構成についてということで、資料6をご説明願います。

(事務局より資料6-1、6-2、6-3説明)

<木村委員長>

はい、ありがとうございます。

それでは、震災復興計画の構成について、資料6-1から順番に検討していきたいと思います。これは、今ご説明がありましたように復興計画の書式であると考えてもらったらよろしいと思います。これを示すことによって、計画というのはどんな形に現れてくるのかというのが分かるかと思いません。そのような意図で、この書式が書かれている。

第I編「被害の状況と復興計画の考え方」の第1章で、その中に復興計画の策定にあたっての課題、考え方が述べられている。これは先ほど相澤さんから、復興計画と総合振興計画との関係はどうなのか。おそらく復興と復旧との関係ということに繋がるかと思えます。今日、第II編の第1章「復興計画の基本的な考え方」の「復興の基本理念・目標」いわゆるビジョンの部分、それともう1つは「復興計画の柱」としての「三つの前提」「三つの基本方針」が基本計画に相当する部分、その検討をしていただきたい。最初の部分の「復興計画の策定の趣旨」、さらには計画の性格、計画の役割、そのようなどころから議論していただきたい。

一応、資料に目を通していただいていると思いますので、そのような形で、計画、特に復興計画というのは、どういうものなのかということ、ぜひ共通の認識を得ていきたいと思っています。

<相澤委員>

先ほどの引き続きになるんですが、総合振興計画とこの復興計画ですが、やはり今実態としては、遂行することが困難になったということがあるんですが、困難になっているところと、なっていないところがあると思うんですよ。例えば、先ほど話があったように集落への震災の影響が多いところと少ないところ。これは温度差が非常にありますけども、そういう地域を復旧するために、どういうふうにするかということも大事なんですけども、例えば、秋山郷というのは非常に少なかった。これもやはり、総合振興計画に基づいて、産業の振興も含めて、今年進んでいかなければいけないと思いますが、そういうところへの配慮といいますか、当然これは総合振興計画が困難になったから、今作成している、この10月までに作成することによって、それを頼りにする。それを頼りにしなくても、実際に、秋山郷では総合振興計画に基づいて、村づくりを進めていただくほうが、逆にはそのほうがいいのではないかとということも、考えられるでしょう。

<木村委員長>

当然です。総合振興計画と復興計画が別個ではないんです。復興計画というのは、さらに被災を受けた部分を考えなければいけない。今回、村から総合振興計画を配られていますので、これを見ていただくと、どのようなことが計画に書かれているのか。全村的で極めて網羅的に書かれている。いわゆる村全体が中山間地域で様々な問題持っている、そういう中において、それへの対応として何をやった方がいいのかということが、網羅的に書かれている。ところが今回、そういうような問題があるところに、震災が生じて、様々な被害が生じた。ですから、復興計画というのは、当然、元に戻すだけではなくして、さらにそれに上乗せして中山間地域の振興を考えていく。それが、復興計画だろうと思うんですね。今、被害を受けたところの災害復旧はすぐやらなければいけないことは、当然ですけども、さらに、それによって長い目で見たら、耕作放棄地がどんどん増えてしまった、離村が増えてしまった。そういうふうにならないために、復興計画を作っていく。これが復興計画の目的なんです。

だから、総合振興計画だけにとどまらないで、さらに被災した部分を含めて、対応していく。そして、村を全体としてレベルアップしていく。中山間地域の振興計画、それ以上に良いものにしていくというのが、復興計画だろうと思います。それが、先ほどの基本目標にあがっていたんだろうと思います。

僕はそういうふうに思ってますけども、事務局はそれでよろしいですか。

<事務局>

はい。そういうことです。

<広瀬委員>

復興、復旧の関係なんですが、今、先生のお話を聞いて、少しは分かったんだけども、逆に分からなくなったのがあって、例えば復旧という場合に、現状復帰が災害復旧だと。我々も、この田んぼは、この際2枚を1枚にしたほうが、将来的には良いのではないかとということを盛んに言うわけですが、それは復旧工事ではダメなんだということで、みんな置き換えちゃうから、今度、復興計画でそれをもう1度持ち出して、さらに復旧でお金をかけて、今度また復興というところで、またお金をか

けるということをやるのか、それも変な無駄な話だと思うんです。そこらへんは、どう理解すればいいですか。

<木村委員長>

私も、今、広瀬さんが言われたような部分を感じないわけではありません。ただ、今の制度上の問題、または技術上の問題も含めて、いろいろ考えると、今すぐ、全部にわたって復旧事業の中で、2枚の区画を1枚にして大きくして、何でもそういうふうにしてしまえばいいかということ、私はそうではないとも思っています。これは、これから皆さんと議論していかなければいけないことですが、その地域、地域の状況、その田んぼの状況ですとか、そういうことをきちんと踏まえた上で、考えていかなければいけないことであると思います。

例えば、小さな整備されていない田んぼの中で、災害復旧で3枚を1枚にして大きくして使いやすくした。その人は非常に使いやすくなるでしょう。だけど残ったところは、今度、みんなまとめて整備しましょうと言ったら、もうオレのところはきれいだから、もうやらないということにもなりがちなんです。そこをどうやって計画の中に組み込みながら、いい形にして、将来、農業が出来るようなものにしていくのか、これが求められていると私は思っています。ですから、今みたいな案件は必ず多いと思う。村の中でもよく聞きます。そういうことも含めて、これが計画の中で、どのような形で整備していったらいいのかということを議論していった方が良く思っています。

後で、僕らが調査でした図面を見ていただきたいと思います。

<松尾委員>

今、広瀬さんがおっしゃったこと、ほとんどの方が思っているんですね。復旧が原形復旧というのは、私達が全て良いと思っているのではなくて、国がとにかく、それ以外は復旧事業を認めないという問題で、それを越える復興を実現していかなければいけないわけですが、今、広瀬さんがおっしゃったようにですね、原形復旧をやると、その上に重ねて何か新しいことをするというのは、二重事業だということで、国がなかなか認めないということもありますので、この復興計画は個々の事業計画を作るわけではありませんけれども、例えば、それなりの原形復旧の事業が行なわれた箇所、なおかつ、今後の耕作放棄地が出るのか、あるいは高齢者の引退によって、数少ない若者に担わせなければいけない農地について、効率的な農作業が出来るような農地整備をする、そういうことが、どのように国の関門をクリアしてやっていくのかということですね、そのへんの知恵をこの場で絞らなければいけないのではないかな。

そこに、もう一枚、県の市町村課長さんがおいでですが、県に一枚かんでいただいてですね、長野県に中山間地が非常に多いという特有の事情を踏まえて、長野県がそこへ一つのモデル事業を作り出すんだと。さらに、そのモデルが栄村の復興計画なんだというような位置付けをしていただいて、今までの震災復興ではなかなか出来なかった、中越でも出来なかったような壁を突き抜けていくような工夫を、この委員会でぜひ考え出したいなというふうに思います。

<木村委員長>

やはりいろんなところで調査をやってきて、震災の後、災害復旧が行なわれても、農地の耕作放棄というのは必ず増える。ではどうしたらいいのか、そこを考えるのが、この委員会なんだと。例えば、

今農地 1,000 か所近くの災害復旧事業が行われている。まだ、現在も半分に満たない、そういう状況のもとで、今度4月になって本当にそれが良い田んぼになっているのか。これはすぐ問題になると思うんです。そういうことも考えながら、地域としてどうしたらいいのか、そういうことを考えていく計画にしないとまずい、そういうふうに思います。これは、農地だけではなくして、住宅もそうです。集落をどういうふうにするんだと、集落で多くの被害を受けたところでは、どういうところに、どういうふうに、集落に住宅を配置したらいいのか。おそらく皆さん農家が多い中において、住宅を作れば良いという話ではないと思います。先ほど被害というのは、農家であれば住宅だけではなくて、納屋や作業小屋であったり、農地であったり、全部が被害を受けている。そういう中において、総合的に物事を考えていくことが必要です。

<窪田委員>

今、私の立場からしますと、現段階で国・県、現行制度で復旧工事を実施していますので、その現段階の復興という復興計画を策定する中で、今議論に出ているものにつきまして、是非そのへんを検討の中に入れながら、ご議論いただければと思います。

<木村委員長>

計画策定の趣旨ですとか、計画の性格、さらには計画の役割。この復興計画の計画作りというのは何をやるのかだけは、ぜひ確認をお願いしたい。個別の事業を引き出す、個別事業の利点欠点をここで探して、どうだこうだとやる計画作りではありません。あくまでも、復旧、復興にあたっての基本的な方向性を示す。それから3番目に書いてあります「復興に関わる事業、関連する事業等の項目の掘り起こし」ということ。こういう事業をやったり、箇所付けをやったり、これは次の段階。ぜひ、これを確認していただきたい。

先ほど、構想計画、基本計画のレベルを対象にするといいました。構想計画は何かというと、いわゆるビジョン、地域の将来の姿を示すもの。その目標に向かって基本的な考え方とか、そんなの示すことなんですけども、マスタープランがあると、地域の現実を踏まえながら、もう少し具体的な形で示していく。目標を実現するための方策を考える、これが基本計画、マスタープランということになります。そこの部分まで、今回はやるということ、ぜひ知っていただきたい。

こういう方向でやるんだということを踏まえて、今行なわれている災害復旧事業も、もう1度見直しなりを、ぜひやっていただけるとスムーズにいくんじゃないかと、そのような気がいたします。皆様方がいかがでしょうか。

<広瀬委員>

ひとつひとつに特別、異議があるわけではありませんが、全体としてそういう意図で作られていることは、大体分かるんですが、もう少し住民が主体だとか、被災者のための立場に立った復旧復興計画だという面、住民は主体者だという面を、この計画の精神の冒頭で、はっきり明確にさせておいたほうがいいのか。もちろん、そういうつもりで、そういう意図で作られているのは分かりませんが、言葉としては、ほとんど出て来ないわけですね。

それは何らかの形で、明記して計画を作っていくというふうにするほうが、理念とか、あるいは目標とかいうものを見る場合に、非常に分かりやすいのではないかと。

<木村委員長>

ありがとうございます。

そういうような工夫はしたいんです、今後のために。出来れば、例えば、先ほどの被害の状況ですか、そういうことも被害はこういうふうには、ただ、先ほどの被害のところで、全体の概要じゃないかというようなお話がありましたけども、そういう部分からももっとちゃんと見てるんだよ、個々の農家、または個々の人々、集落の方々を中心に見てるんだということが分かるような、文言なり、表示なりを考えていけということだろうと思いますので、そこは工夫いたします。

次に行こうと思います。

特にですね、次の「復興計画の基本的な考え方」。こういうような表題として「震災をのりこえ、集落に子どもの元気な声が響く村を」というスローガンを掲げています。なぜこれが、こういうスローガンになったのか。長ったらしいよという意見もありましたけども、これが出た背景、いろいろ何度も役場に来て、僕は役場の担当者の方々にお話を聞いたりしてましたので、聞いてましたんですけども。5月14日の知事が来られた時の、あの懇談会では、そういうような、かなり夢が出てたと思うんです。そういうような部分を踏まえながら、このようなスローガンを作り上げたというふうに思います。

過疎化、高齢化の中で若い人達がいなくて、そういうような状況、何とかしたいというような想いであったんであろうというふうに、僕は理解してるんですけどね。

そういうことを踏まえて、次の「三つの前提」「三つの基本方針」。そこらへんはどう考えるのか。

<福原委員>

すみません。この基本方針の3の「村内道路のネットワーク」という表現があります。栄村には当然、国道117号で隣接地の津南町、野沢温泉村、飯山市と繋がって、本当に災害に強いネットワークという、やはり幹線道路だと思うんですよ。「村内道路」という表現は、表現ですけど、いかなものでしょうかね。実際に動きをみても、3月12日以降の近隣の皆さんの動き、協力してもらっても、全て幹線道路ですよ。

<木村委員長>

幹線道路がつぶれたらどうしようないだろうという意見であろうかと思いますが。その時に、他のバイパスがあって、ちゃんとそこへ行けたのか、そういうことでもない。中には防災計画であがっている第一次避難所にちゃんと皆さん行けたのか。そういうことにもなるかと思いますが。

<福原委員>

それだけに言及しなくても、よろしいんじゃないかと。村内という言葉がいらぬのではないですか。

<木村委員長>

村内道路というのをもっと広がりを持った幹線道路も含めて、という意味も込めて「村内」を削除する。いいですね。

<木村委員長>

「三つの前提」「三つの基本方針」の関係は、「三つの前提」の上に立って基本方針があるんです。

「三つの前提」は、「安全環境の確保」ですとか、「地域資源の積極的な活用」、さらには「集落ごとの特色ある復興」。これをやらなければいけないもの。ただ、その前提になっているものは、今すぐ分かっているのかというと、分かっているようで分からない。だから今回も復興計画を作る上で、きちんと調査なり、基礎的な資料なりを作って、やってしまおう。

「安全環境の確保」には、どうしたらいいのかを考える。「地域資源の積極的な活用」は、集落単位で利用可能な地域資源というのは、どんなものがあるのか。図なりにきちんと起こしてみても、集落単位に何があるのかを検討する。それで、集落の持つてくる意味が出てくるんだろうと思います。そういうようなことが「三つの前提」である。

基本的に基礎的な資料を集めて、調査を行なう。例えば、安全環境を確保するためには、今回、中条川の土石流ではありませんけども、危険渓流がどうなのか、山腹崩壊の危険性はないのか、さらには地滑り地域がどこにあるのか、地滑り地域を確認し、農業とどうやってうまく付き合っているのか。そういうようなことも含めて、計画の中に入れ込んで調査をする。そういうことが必要になるのではないかと思っています。

そういうことを踏まえて「三つの基本方針」があるというふうに、ご理解いただいたらいいと思います。

こうやって、3つの方針「暮らしの拠点、集落の復興・再生」「農業を軸に資源を活かした産業振興」「災害に強い村内道路ネットワークの構築」を挙げると、3つがそれぞれ別個に思われがち。これだけやればいいよと思われがちですけども、決してそうではない。みんな相互に関係している。このように常にセットで、集落の暮らしの拠点で、集落の復興・再生をやる。例えば、先ほど、地域防災指針をいただきました。中越の大震災の後、平成17年に作られた計画で、第一次避難所というのは、本当に安心できるものであったのかどうか。ヘリポートの設置もありましたけど、ヘリポートのところまで本当に行けたのか。そういうようなことを「安全環境の確保」で、きちんと調査したらどうだろうか、ということです。

そのように相互に関係してる。常にバラバラでやっているのではなくて、相互に関係しているということで、「三つの基本方針」がある、ということです。

<相澤委員>

この前提の中に、栄村の豪雪というものの位置付けが、この安全、災害におけるということで、日常、私どもが言っているのはですね、この村から去りたいという人は、全部雪なんです。雪から安心、安全をとってやらないと、栄村の一番大事なところは、今そこなんです。

災害を受けたというのもそうなんですけど、災害にプラスする雪という災害が倍以上になってくるわけでございます。そこを前提に入れなければ、絶対まずいですよ、これは。

<木村委員長>

そうですね。それはよく分かります。私も今来る途中、抜けてるなという感じはしましたので、それはもう当然入るなど。その時に雪は大変な部分だけど、それを逆手に取ることも出来るわけで、それも次の2番目の地域資源に繋がると、そういうような観点で考えていくことが必要なんだろうと思

います。

<松尾委員>

こういうふうに整理するとですね、「三つの前提」がしっかり明らかにされていけば、おのずから「三つの基本方針」が出てくる。そして「三つの基本方針」との相互関係もはっきりすると思うんですが。

この「三つの前提」、例えば、「安全環境の確保する」ことを考えた場合に、先ほど来、私自身の意見も含めて、例えば被害状況の調査だとか等々、この委員会がいわば主体となって、いろいろ調べる、考えるという話が出てきているんですが、もう1つの視点として、この前提に関わるというのはですね、村民の総学習運動じゃないかと思うんですよ。一体、自分達がどんな安全、ないしは危険環境に暮らしているのか、これを住民自身が自覚していかないと、本当の安全環境は生まれてこないのではないか。先日、岩手県の大船渡のはずれ、旧三陸町の崎浜というところに行ったんですが、150世帯で、亡くなった方が10名なんです。そのすぐ近くに大槌町ありますが、これはもう壊滅です。町長さんなど多くの方がお亡くなりになった。その違いは何かと聞いたら、大槌町は釜石市のベッドタウンであって、釜石の勤め人の若い人が住んでいて、海というのが何なのか全然知らなかった。ところが、崎浜というのは伝統的な漁村集落なので、大きな揺れの地震が来たら、必ず津波が来るんだというので、津波警報が出るか出ないかに関わらず、坂を登って必ず避難をしていた。その違い何だというお話があったんですね。

私は、まだ住んで満5年ですが、地震が起こったら中条川の上流が壊れて、ああいう土石流が下から流れ出るということを実感を持って、恐れてた人がいて、どうしてかというところの被害は江戸時代の善光寺地震ですよ、もう200年ぐらい経っている。そうすると、やっぱり人間の記憶から消えてしまうわけですね。

今回の震災というのは、そういう意味では、学ぶべきものがいっぱいあると思うので、それから地域資源とか、集落ごとの特色とかいっても、おらの集落はこういう特色があるんだよっていうふうに、パッと出てくるかというところと必ずしもそうじゃないだろう。だからこの「三つの前提」で、村民の皆さん自身が意見を言うと同時に、意見を言うためにも一所懸命勉強するというか、そういうプロセスとして、この復興計画作りの糧を進めるという視点がね、非常に大事なんじゃないかと思います。

<木村委員長>

今、松尾さんがうまくまとめていただいた。特に安全環境というのは、非常に重要だろうと。ここでは津波、原発もなかった。そういう中で、今大事なものは、相澤さんが言ってくれた、ここの持っている問題、それを考えなければいけない。そういうことを踏まえて、3つの方針を考える。前提の部分については、調査なりが絶対に必要だと私は思います。そういうことも踏まえて進めていく。そのようなことを確認だけはしておきたいと思います。

<木村委員長>

それで、その1つの方法として、私どもが調査をやった図面をちょっと見てもらおうと思います。

(木村委員長の調査を委員で閲覧)

<木村委員長> (資料説明)

これは2005年分の国土基本図を全部張り合わせた。歩き回ったのは全部で6,500区画があるんですけど、それを9月から11月に調べた。秋山地区を含めた栄村全部の土地利用。そして、その中でどこで、災害復旧事業が行なわれていたのかというのを示した図である。これは、秋山地区は除いてありますけども、赤色のところが国の災害復旧事業で、水色のところが県単の事業、紫色が村単の事業が導入されたところです。赤色のところだけ見ていくと、どういうところで被害が多いかがよく分かる。だから、この村で森ではどういうことが生じたのか、青倉ではどうだったのか、横倉ではどうだったのか、小滝ではどうだったのか、さらには志久見や柳在家、雪坪なんかではどうだったのか。その土地の条件はどうだったのか、そういうことまで、図にして初めて分かるだろうと思います。こういう図が必要なんです。これは水田ですけども、この中に住宅だとか、畑だとか、様々な項目を入れ込むことによって、この村はどうしたらいいのかというのを、皆さんに考える材料になると思う。集落へ行って、そういうデータを示しながら、話が出来れば、もっと意見がどんどん出てくるんじゃないか。そういうつもりで、僕ら調査をやって、やっと出来上がったんです。教員と学生で延べ60人で、やっと出来上がった図です。このような図があるということを皆さんに知っていただいて、それを使っていたきたい。それぞれの集落単位で大きく拡大出来る。こういうものを材料にしながら、いろんなことを考えていかれたら、もっと計画作りが進むんじゃないかなと思います。

こういうのがあるということだけお伝えします。

<木村委員長>

前提の部分というのは、こういうような図面の利用まで含めて考えていかれたら、もっと復興の課題が出てくるのではないか。委員の皆さん方も、農家の方々、地域の方々が持っている案も、いろんな形で出てくる可能性があると思うんです。そのようなことを、ひとつ望んでいることです。

今までのところで、全体通していかがでございましょうか。

<広瀬委員>

問題は、この村は半年は雪の中。この雪問題について、考えてないということはないと思うんですが、表わした言葉では1度も出て来ていない。そこは、意識が弱い証拠だと思うんです。雪に対する捉え方。だから、さっきも言ったように、なんで嫌だっていうと、雪が降るから嫌だというのが、圧倒的なんだ。今、雪がいっぱい降ってるから、ますます嫌になってしまう。春になれば、また花が咲いて、まあこの村もまんざらじゃないということで、こう繰り返し、生きていかれるわけですが、やはり、その雪問題というのが、資源の活用というより、安全環境の確保に加えてお願いしたいと。

<木村委員長>

そうですね。それはもう、当然のこととして取り入れていきたい。

小林さん、なんか最後に、一言ありませんでしょうか。

<小林アドバイザー>

委員さんのお話をお聞きいたしまして、本当に村を良くしていきたいという想いが伝わってきたように思います。

復旧・復興、いろんな言葉が出てまいりましたけれども、いわば復旧が元へ戻ったと。いわばスタートの地点だと思うんですね。そのスタートをしっかりと見据えて、これから村をどうしていくかということが必要なのかなということで、先ほど松尾委員さんもおっしゃっていましたが、知事も中山間地域の復興のモデルとなるような計画にしてほしいと、常々考えてます。そうした中で、もう1点、たぶんこれは後でご説明いただけるんだろうと思いますけれど、どうしてもやはりそこには必要な金というものが付いてまいります。計画の位置付けからいたしますと、まだ、構想計画なり、基本計画部分を担って、さらにその下に、実施計画あるいは事業計画という細かい計画が出てくるんだろうと思いますけれども、そうした皆様方の想いを実際に、先ほどどなたかおっしゃっていましたが、様々な法律の運用、あるいは国の交付金の活用、こういったものについては、私どもも一緒にしっかりと動かさせていただきたいなというのがひとつでございます。

もう1つは、やはり村だけでやる、出来るものではなく、この中に国県道という言葉が出てまいります。これが県としての役割も出てくるんだろうというふうに思いますので、皆様方の意見を聞きながら、県として出来ることは何かということも整理をさせていただきたいなというふうに思っています。

<木村委員長>

ありがとうございます。よろしいですか。

一応、時間も来まして、議題についてはこのくらいにして、その他の事項について、よろしく願います。

<事務局>

木村委員長、議事の進行、大変ありがとうございました。

それでは、レジメの6番の「その他」に移りたいと思います。「復興特区制度における復興計画の位置付け」についてということで、資料7によりまして、事務局から説明をさせていただきます。

(事務局より資料7説明)

<木村委員長>

復興交付金事業の申請は、1月末そして3月末の2度に分かれて行なわれる。1月末には出来なかったもので、3月末までには栄村としてはやりたい。期限が決まっているので、その復興交付金事業の項目については挙げていきたい。そういうことでいいですか。その時に、先ほど検討した復興計画の基本路線をどのように合わせるかという、そこくらいはきちんと確認した上で、やりたいというふうに理解してよろしいんですか。ということですね。

それが、先ほどのスケジュールにあったように、次回の委員会でこういうプランで出したいというものを、出してくるということであります。それでよろしいですか。

<小林アドバイザー>

実は国のほうではですね、1月・3月末というのは、まず24年度中に間違いなく完了する事業分について、金を交付しますよという、これが前提になっています。もちろん雇用計画とか、道路みたい

な大きな計画は、全体計画を承認した上で、24年度分という形になるんですけれども。今、村からお話をさせていただいたのは、とにかく必要だという委員さん方の合意があって、その上で、とにかく先にやらなければいけない分だけは、全体計画の中より一部先取りして、その部分だけ国へ申請して事業着手をやらせてくださいということだと思います。

冒頭、広瀬委員がいつまで待てばいいんだというようなお話が出ましたが、やはりそこらへんは柔軟にですね、本当に先にやらなければいけない、たぶんこの中では、公営住宅の整備。これはおそらく村では、今年の秋までには完成させるという方針を示しておりますので、そうすると4月、5月に着工しなければいけないという趣旨でございます。

あと道路も、場合によっては復旧ではなくて、整備という方も必要になってくる可能性もあるという中で、村と県と相談する中で、改めて3月の次回の時には、お示しをさせていただいて、その部分だけ切り離して、その部分だけのご承認いただいて、申請になればいいかなと思います。

<木村委員長>

どうもありがとうございます。今の件はよろしいですか。

<松尾委員>

一言だけよろしいですか。

国が復興交付金として予算したのは、約1兆6千億円だと思いますが、1兆6千億円の使い道は全部3月31日までに国は決めてしまう、ということなんでしょうか。それとも、まだ24年度では確定しないけど、25年度以降にこういう事業をやりたいというために、1兆6千億円の予算を取ってくることは可能なんでしょうか。

<小林アドバイザー>

今、松尾委員さんおっしゃっているように、国の三次補正で1兆5千600億円の予算措置をしていただきました。それで、私、ちょっと言葉足らずだったかも知れませんが、今、国がヒアリングをやっているのは、先ほど申し上げたように24年度に必要な事業はどれだけかということで、ヒアリングをやっておると。それで、OKになれば、24年度分を交付するという形になってますので、24年度に1兆5千億円を全部使うという形ではございません。

国は10年間が復興計画期間、その内5年間を集中期間と定めておりますので、その5年間の中で、この1兆5千億円なりが使えるというお話でございます。場合によっては、全体計画を承認しといて、24年度分という形で交付をするということも可能でございます。私とすれば、とにかく、今しっかり終わるなというものだけは、まず先にきちんと申請してやりましょうよと。それから後は、皆様方の意見を取り入れて全体計画が出来た中で、後はどうなっていくという計画を作っていく必要があるだろうというふうに考えています。

<木村委員長>

よろしいですか。

<加藤委員>

それは、とりあえず村民に対して、これだけのことが国の支援の事業として出来るんだよということを示した後、希望を持ってもらうという、そういう意味合いがあるということですか。

<小林アドバイザー>

まず、これだけはやりますよと、これだけは今着手しました。これから後は、こうやってやっていきますよという経過は、当然、先ほどのスケジュールの中にございますので、これからすでに目に見えるような形で、順次やっていくんだというシステムかなと思います。

<木村委員長>

先ほどのそれ以降のものについては、この計画をきちんと決めて、その基本方針の下でその他のことを考えていきましょう。5年間については、復興期間というのが、最初の策定の基本方針だったと思いますので、それを確認した上でということよろしいでしょうかね。

<司 会>

続きまして、次回の開催日程でございますが、先ほどの説明の中で3月下旬ということで、ご説明申し上げましたが、3月21日の週ということで、後日また委員の皆様の方へご都合の方をお聞きして、進めてまいりたいと、こんなふうに思っていますので、よろしく願いをいたします。

大変、本日は長時間に渡りまして、ご議論をいただきまして、大変ありがとうございました。

以上を持ちまして、第1回の栄村震災復興計画策定委員会を閉会とさせていただきます。

皆さん、ご協力ありがとうございました。